

令和 5年 6月14日

姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者世帯の本市郊外部への移住・定住を支援することにより、人口が減少している本市郊外部の人口を増加させ当該地域における地域力の維持を図り、及び人口が増加している地域からの人口移動により当該地域における将来的な公共施設の不足を緩和し、もって人口減少社会において本市の地域全体の活性化を図ることを目的とする姫路市若者世帯郊外移住促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、移住とは、次条第2項第3号に掲げる移住先に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）し、又は転居（住民基本台帳法第23条に規定する転居をいう。以下同じ。）することをいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付は世帯を単位として行うものとする。

2 補助金の交付の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 移住する者（以下「移住者」という。）が次のいずれにも該当すること。

ア 2名以上の移住者が同一の住所（以下「移住先」という。）に移住すること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 移住する日（以下「移住日」という。）における年齢が39歳以下の者が2人以上いること。

(イ) 移住日における年齢が15歳以下の者が1人以上いること。

(2) 移住者が移住する前の住所が次のいずれかに該当すること。

ア 転入をした日前1年間（満1歳に満たない者にあつては、出生の日から転入の日の前日までの間。イにおいて同じ。）において本市及び連携中枢都市圏構

想推進要綱（平成26年8月25日総務省総行市第200号自治行政局長通知）に基づき姫路市と連携協約を締結し、播磨圏域連携中枢都市圏を形成している市町に住所を有しないこと。

イ 転居をした日前1年間において、令和2年国勢調査における小学校区別人口が平成22年国勢調査における小学校区別人口と比較して5%以上増加している小学校又は義務教育学校の校区であって、次に掲げる小学校又は義務教育学校の校区の区域内に住所を有すること。

城陽、手柄、船場、荒川、砥堀、別所、谷外、高浜、大津茂若しくは糸引小学校区又は白鷺小中学校区

(3) 移住先が、令和2年国勢調査における小学校区別人口が平成22年国勢調査における小学校区別人口と比較して10%以上減少し、かつ、令和2年国勢調査における小学校区別人口に対する65歳以上の人口の割合が30%以上である小学校又は義務教育学校の校区であって、次に掲げる小学校又は義務教育学校の校区の区域内にあること。

置塩、古知、前之庄、苧野、上菅、菅生、太市、林田、伊勢、谷内、山田、峰相、安富南、安富北、妻鹿、家島、坊勢若しくは八木小学校区又は豊富小中学校区

(4) 移住日が令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（移住日が令和5年3月31日以前又は令和6年4月1日以後であって、居住を開始した日が令和5年4月1日から令和6年3月31日までであることを証明することができる場合を含む。）であること。この場合において、移住日が複数ある場合は、最も早い移住日とする。

(5) 第6条の申請をする日から3年以上継続して移住先に居住する意思があること。

(6) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 本市、国又は他の地方公共団体による移住に対する補助金その他金銭的給付を受けていないこと。

(8) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。

(9) 第6条の申請をする日において本市に納付すべき税がある場合は、当該税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、当該経費の支払先の法人の代表者又は個人が当該経費を負担した補助対象世帯に属する者と2親等以内の親族である場合を除く。

(1) 住居費用 補助対象世帯に属する者が移住先において住宅の取得（住宅を建築し、又は住宅を取得し、補助対象世帯に属する者の名義で当該住宅に係る登記（共有名義で住宅を登記する場合にあっては、2分の1以上の持分を有すること。）をすることをいう。）をし、又は住宅の賃借（住宅を賃貸し、又は転貸する者との間で建物賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供することをいう。）をするために要した費用であって、次に掲げるものをいう。

ア 取得した住宅の登記に要する費用

イ 賃料（3か月分を上限とする。）

ウ 共益費（3か月分を上限とする。）

エ 礼金

オ 仲介手数料

カ ハウスクリーニング費用

(2) 転居費用 補助対象世帯に属する者が移住先において取得し、又は賃借した住宅に転居するための生活の用に供する家具その他の資産の運送に要した費用をいう。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、申請の日前1年から申請の日までに支払った補助対象経費に相当する額から補助対象経費について補助対象世帯に属する者が勤務先等から受ける住居手当等の金銭的給付の額に相当する額を控除した額とし、当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する補助金の額の上限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象世帯に属する者の全てが個人番号カードの写しを提出した場合

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第3条第1号アに該当する場合又は同号ア及びイに該当する場合 50万円

イ 第3条第1号イに該当する場合 15万円

(2) 前号以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第3条第1号アに該当する場合又は同号ア及びイに該当する場合 45万円

イ 第3条第1号イに該当する場合 10万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象世帯に属する者（以下「申請者」という。）は、移住日から6か月を経過する日までに姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、移住日が複数ある場合は、最も早い移住日とする。

(1) 補助対象世帯に属する全ての者が記載された住民票

(2) 納税証明書（本市に納付すべき税がある場合に限る。）

(3) 住宅手当等支給証明書（様式第2号）

(4) 住居費用に係る領収書の写し（補助対象経費に住居費用を含む場合に限る。）

(5) 物件の売買契約書又は賃貸借契約書の写し（補助対象経費に住居費用を含む場合に限る。）

(6) 転居費用に係る領収書の写し（補助対象経費に転居費用を含む場合に限る。）

(7) 姫路市若者世帯郊外移住促進補助金に係る誓約書（様式第3号）

(8) 個人番号カードの写し（前条第2項第1号に規定する補助金の額の上限の適用を受ける場合に限る。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第7条 交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、前条第1項の申請の内容に変更が生じるときは、速やかに姫路市若者世帯郊外移住促進補助金変更交付申請書（様式第5号）に、同項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、姫路市若者世帯郊外移住促進補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 補助決定者は、第6条第2項又は前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の補助決定者からの請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付取消通知書（様式第8号）により通知して移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の内容を申請した場合

(2) 補助対象世帯に属する者が申請日から3年未満に姫路市から転出した場合

(3) 前2号のほか、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかった場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、その取り消された額の全額について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

3 第1項第2号の規定により市長が交付決定を取り消すことができる額は、次の表の左欄に掲げる期間に応じ、同表右欄に定める額とする。

対象校区内での居住期間	交付決定を取り消すことができる額
-------------	------------------

1年未満	交付決定した額の100分の100
1年以上2年未満	交付決定した額の100分の75
2年以上3年未満	交付決定した額の100分の50

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年9月30日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

〒

（申請者）住 所

氏 名

電話番号

E-Mail

@

姫路市若者世帯郊外移住促進補助金の交付を受けたいので、姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 世帯員等

氏 名	生 年 月 日	移 住 日	前 住 所
㊦	年 月 日(歳)	年 月 日	(校区)
㊦	年 月 日(歳)	年 月 日	(校区)
㊦	年 月 日(歳)	年 月 日	(校区)

※年齢は移住日での年齢とし、前住所が市内の場合は校区も記入する。

※記入欄が不足する場合は、別紙で提出する。

2 申請額

住居費用	A 登記に要する費用	円
	契約締結日 年 月 日	年 月 日
	B 家賃・共益費(①-②)×月数	月額 円× 箇月= 円
	①家賃・共益費	月額 円
	②住宅手当等	月額 円
	C 礼金	円
	D 仲介手数料	円
転居費用	契約締結日	年 月 日
	E ハウスクリーニング	円
	F 費用	円
	転居日	年 月 日
合計 (A+B+C+D+E+F)		円
申請額		円

※申請額は合計又は市内転居者は10万円、市外転入者は45万円（マイナンバーカード所有の場合は5万円を加算）を比較して少ない方を記入（1,000円未満切捨て）

様式第2号（第6条関係）

住宅手当等支給証明書

年 月 日

（宛先）姫路市長

（給与等の支払者）

所在地

名称

氏名印

電話番号

次の者の住居手当等支給状況について、下記のとおり証明します。

記

1 対象者

住所

氏名

2 住宅手当の支給状況

支給している

（ 年 月から 住宅手当 月額 円
※変更があった場合
年 月から変更 住宅手当 月額 円 ）

支給していない

3 住宅手当以外の住居費又は転居費用に対する金銭的給付の支給状況

支給している （ ） 円

支給していない

（注意事項）

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当及び住宅手当以外の住居費又は転居費用に対する金銭的給付の支給状況については、該当するいずれかに☑を付けてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号（第6条関係）

誓 約 書

（宛先）姫路市長

姫路市若者世帯郊外移住促進補助金の交付を受けるに当たり、姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり誓約します。

記

- 1 私と世帯員は、前住所地に1年以上居住しており、姫路市若者世帯郊外移住促進補助金の申請日より3年以上継続して移住先に居住する意思があります。
- 2 私と世帯員は、対象経費について本市、国又は他の地方公共団体による補助金その他の金銭的給付を受けていません。
- 3 私と世帯員は、過去に若者世帯郊外移住促進補助金の交付を受けていません。
- 4 私と世帯員は、対象経費のうち住宅取得に係る売主（法人にあつては代表者）、住宅賃借に係る貸主（法人にあつては代表者）及び転居に係る運送業者の代表者の2親等以内の親族ではありません。
- 5 私と世帯員は、住民登録状況、納税状況その他の交付要件に関する事項について、市長が調査することに同意します。
- 6 私と世帯員は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有しません。
- 7 私と世帯員は、申請内容に虚偽があつた場合には補助金を全額返還します。
- 8 次の者は現在就職していません。

氏名

氏名

氏名

年 月 日

（申請者） _____

（補助対象世帯員） _____

※「申請者」「補助対象世帯員」欄は、自署又は記名押印

様式第4号（第6条関係）

姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付で申請のありました姫路市若者世帯郊外移住促進補助金につきまして姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 姫路市若者世帯郊外移住促進補助金を交付することを決定します。
交付決定額 円
- 姫路市若者世帯郊外移住促進補助金を交付しないことを決定します。
交付しない理由

様式第5号（第7条関係）

姫路市若者世帯郊外移住促進補助金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

〒 ー
（申請者）住 所
氏 名
電話番号
E-Mail @

年 月 日付で交付決定を受けた標記補助金について申請事項を変更したいので、姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

様式第6号（第7条関係）

姫路市若者世帯郊外移住促進補助金変更交付決定通知書

年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付で申請のありました姫路市若者世帯郊外移住促進補助金につきまして姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

変更前交付決定額 円

変更後交付決定額 円

様式第7号（第8条関係）

姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）姫路市長

〒 ー
（申請者）住 所
氏 名
電話番号
E-Mail @

年 月 日付で交付決定のあった姫路市若者世帯郊外移住促進補助金につきまして姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

※口座名義については、必ず請求者氏名と一致すること。

※金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人（カナ）が確認できる写しを添付すること。

※ゆうちょ銀行の場合は、以下の読み替え方法に従って、支店名、口座番号を記入

様式第8号（第9条関係）

姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付取消通知書

年 月 日

様

姫路市長

姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり姫路市若者世帯郊外移住促進補助金交付決定を取り消しましたので通知します。

記

取消理由